特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	こどもの医療費助成関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、こどもの医療費助成関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

静岡県磐田市長

公表日

令和8年6月19日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こどもの医療費助成関係事務
②事務の概要	・磐田市こども医療費助成要綱（平成17年磐田市告示第80号）に基づき、こどもの疾病につき、適切な療養を受けさせ、もって疾病の慢性化の予防と保護者の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する医療費の助成を行う。 ・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び磐田市こども医療費助成要綱に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。 ①磐田市こども医療費受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務 （磐田市こども医療費助成要綱第6条） ②磐田市こども医療費受給者証の変更届に係る事実についての審査に関する事務 （磐田市こども医療費助成要綱第6条）
③システムの名称	・GPRIME　福祉総合　こども医療費助成システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
こども医療関係ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び磐田市個人番号の利用に関する条例（平成27年磐田市告示第39号）第3条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第16号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1　磐田市役所　広報広聴シティプロモーション課　市民相談センター

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地7　磐田市役所　こども未来課

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1万人以上10万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年5月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年5月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	[　] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総務省主催のイーラーニングについて、全職員（会計年度職員等を含む）を対象にして募集している。コース内容の概要も作成して、所属業務に応じたコースを案内するようにしている。イーラーニング募集時期に応じて、複数回の募集を行い、広く参加を呼び掛けている。特に番号を取り扱う職員は、受講歴を確認し、受講していない職員には研修を呼び掛けるなど未受講を防ぐ対応を行っている。また、マイナンバー利用課・関係課については、内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月15日	2. 特定ファイル名	自立支援医療関係ファイル	こども医療関係ファイル	事後	
平成28年1月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月21日　時点	平成28年1月15日　時点		
平成28年1月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月21日　時点	平成28年1月15日　時点		
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	子育て支援課長　山内　秋人	子育て支援課長　高比良　紀恵子	事後	人事異動による
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	広報広聴課	広報広聴・シティプロモーション課	事後	組織変更による
平成29年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満		
平成29年5月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月15日　時点	平成29年5月1日　時点		
平成29年5月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月15日　時点	平成29年5月1日　時点		
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①子育て支援課	①こども未来課	事後	機構改革による
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②子育て支援課長	②こども未来課長	事後	機構改革による
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒438－0077 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所　子育て支援課	〒438－0077 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所　こども未来課	事後	機構改革による
令和2年4月1日	4. 法律上の根拠	番号法第19条第14条	番号法第19条第16号	事後	
令和4年10月1日			特定個人情報を取り扱わないため廃止	事後	
令和6年11月11日				事後	再提出
令和6年12月2日	提供を求める利用特定個人情報の追加		健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報など	事前	